

教育

幼稚園 問合せ先／本庁 子育て支援課

このようなとき		内 容
幼稚園	入園するとき	<ul style="list-style-type: none"> 各公立幼稚園で受け付けています。 入園できる幼児は、3、4、5、歳児を対象としています。
	預かり保育するとき	<ul style="list-style-type: none"> 園部幼稚園では、園部幼稚園に在園する幼児を対象に、子育て支援の一環として、水曜日を除く教育時間の終了後から午後5時まで実施しています。

小学校・中学校 問合せ先／南丹市教育委員会 学校教育課

このようなとき		内 容
小学校 ・ 中学校	入学するとき	<p>入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校および入学期日を記載した入学通知書を送付します。</p> <p>次の場合は、学校教育課までご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入学通知書が届かないとき 入学通知書を受け取った後に転居、転出するとき 入学通知書の記載内容に誤りがあるとき 国立、府立、私立の学校に入学するとき 心身に障がいのある場合や病弱なため、入学先の変更または延期をしたいとき
	転入・転出・転居するとき	<ul style="list-style-type: none"> ●転入 <市外から市内の学校へ転入される場合> <ol style="list-style-type: none"> 市役所（各支所）で転入の手続き後、教育委員会学校教育課で転入学手続きをしてください。 前在籍校にて発行された「在学証明書など」と「教科用図書給与証明書」を指定した学校へ提出してください。 ●転出 <市外の学校へ転校される場合> <ol style="list-style-type: none"> 市役所（各支所）で転出の手続きをしてください。 在学校から「在学証明書など」と「教科用図書給与証明書」を受け取ってください。 新しい住所地の市役所などで転入の手続きを済ませて、②の書類を転校先の学校へ提出してください。 ※事前に転校される学校へ連絡されることをお勧めします。 ●転居 <市内の学校へ転校される場合> <ol style="list-style-type: none"> 市役所（各支所）で転居の手続き後、教育委員会学校教育課で転校の手続きをしてください。 窓口で交付される住民票の写し、前在籍校にて発行された「在学証明書など」と「教科用図書給与証明書」を転校される学校へ提出してください。（なお、同一校区内の転居であっても教育委員会に連絡してください）
	教育費にお困りのとき	<ul style="list-style-type: none"> ●就学援助制度 経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学校の勉強に必要な費用（学用品費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、給食費など）が支給されます。